

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年9月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900666号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000050号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(後に、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和31年4月1日から昭和35年10月1日まで

請求期間に勤務していたC社(後に、A社に改称。)に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、C社がA社に改称したとしているところ、オンライン記録により、請求期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、連絡可能な15人(請求者が記憶する12人のうち二人を含む。)に照会したところ、請求者が記憶する二人を含む6人から回答があり、複数の者が、請求者同様、C社がA社に改称した旨、また、勤務期間は記憶していないが、請求者は勤務していた旨回答していることから、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の事業主は既に亡くなっており、B社に係る商業登記簿謄本により確認できる清算人も所在不明である上、管轄法務局は、C社に係る商業登記簿は見当たらない旨回答しており、請求者が設立当時の事業主であったと記憶する者の所在も不明であることから、請求者に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る適用事業所名簿、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年5月1日であり、請求期間において、整理番号に欠番はなく、請求者の氏名も見当たらない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求者が自身と一緒に働いていたと記憶している12人のうち8人について、いずれも氏名は見当たらないことから所在を確認できず、照会することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。